

森ゆうこ議員の質問に対し、法務省刑事局が虚偽の回答

問 2010年9月14日に小沢一郎衆議院議員に対して起訴議決を行った東京第五検察審査会について、斎藤隆博東京地検特捜部副部長（当時）が、起訴議決前に当該審査会に出頭し、事件についての説明を行った際の出張記録提出を求める。

答 検察審査会が審査を行っている個別の事件について、具体的にどの検察官が、いつ、意見を述べるため、検察審査会に出席したかは、捜査機関としての具体的活動内容に関わる事柄であり、かつ、検察審査会の審査の内容に関わる事柄であることから、お答えすることは困難ですが、検察審査会法の規定に則し、当該起訴議決よりも前に、検察官が検察審査会に意見を述べるため出席したことは承知しております。

なお、東京地方検察庁に所属する職員が東京地方裁判所内の検察審査会に業務で出向いた場合、両庁舎間の距離が近距離であり、旅費の支給対象ともならないことから、出張扱いとはしておらず、いわゆる出張記録は作成しない取扱いとなっております。

法務省刑事局刑事課長